

第4号様式（第1条関係）

公文書非公開決定通知書

上教総第905号
令和6年11月8日

鈴木 祐一様

上尾市教育委員会



令和6年10月25日付けで請求のあった公文書の公開については、上尾市情報公開条例第11条第3項の規定により次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

公開請求に係る公文書の名称又は内容	(1) 10月11日は、10:30~12:00まで、市役所7階大会議室において「質問・要望事項への回答に基づく市民と上尾市との懇談会」が開催されました。しかしながら、市民との懇談会であるにもかかわらず、西倉教育長は欠席しています。そこで、西倉教育長の午前中の勤務の状況が判別できる文書。資料等。 (受付番号第6-0502)
公開できない理由	上記に該当する公文書は存在していない。よって非公開とする。
公文書を公開できる時期	
担当課	教育総務部 教育総務課 電話番号 048-775-9469 内線711
備考	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日か